

# 会員のみなさまへのお願い

- 会員証をご持参ください**  
決算相談・指導会へお越しの際には、会員証をご提示くださいますようお願い申し上げます。
  - 早期提出にご協力ください**  
確定申告期後半の会場混雑緩和のためにも、確定申告書はできるだけ早期（2月20日まで）に事務局、若しくはお近くの出張会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 出張会場では「e - Tax」の送信はできません。**  
ご自分の「住民基本台帳カード」を使用して確定申告書・青色申告決算書等を「e - Tax」で送信される方は、事務局をご利用くださいますようお願い申し上げます。
  - 「記帳確認」を受けられた方は…**  
昨年11月に「記帳確認」を受けられた方は、その際にお渡しした「記帳確認済証明発行券」を、決算相談・指導会へお越しの際にご持参ください。ご持参された方には「記帳確認済証明」を発行いたします。また、確定申告書を税務署に直接提出される方は、大和税務署の「青色コーナー」においても「記帳確認済証明」を発行いたしますのでご利用ください。

## 確定申告書のとりまとめ

当会は、会員様の決算書をお手伝いし、確定申告書を下記の期間毎日とりまとめ、一括して大和税務署へ提出いたします。

事務局またはお近くの出張会場へお早めにご提出ください。



鳴子峡（写真提供：宮城県観光課）



あなたの街から “ラクラク出発” 貸切バスで行く！  
**世界遺産・悠久の都「平泉」と日本三景「松島」**

# 鳴子温泉と秋保温泉 2泊3日の研修旅行

お1人様 39,500円

6月上旬から  
同下旬にかけて開催

バスにて東北自動車道を走り、郡山でせいろおこわ料理の昼食をお召し上がりいただきた後、約5千体のこけしを展示している「日本こけし館」を訪れます。かぶら頭に菊花模様で最も代表的なデザインの鳴子のこけしは、首がきゅっと音をたてて回る作りになつています。また館外からは、大峡谷で有名で、V字形の峡谷、奇岩・断崖が連なつ

1  
二

1

『2日目』  
つるぎいだだけます。

世界遺産認定の「中尊寺」を専任ガイドとともに観光します。奥州藤原三代・百年にわたる栄華、平泉文化の象徴の金色堂を中心にお見坂、本堂と歴史散策をしていただきます。

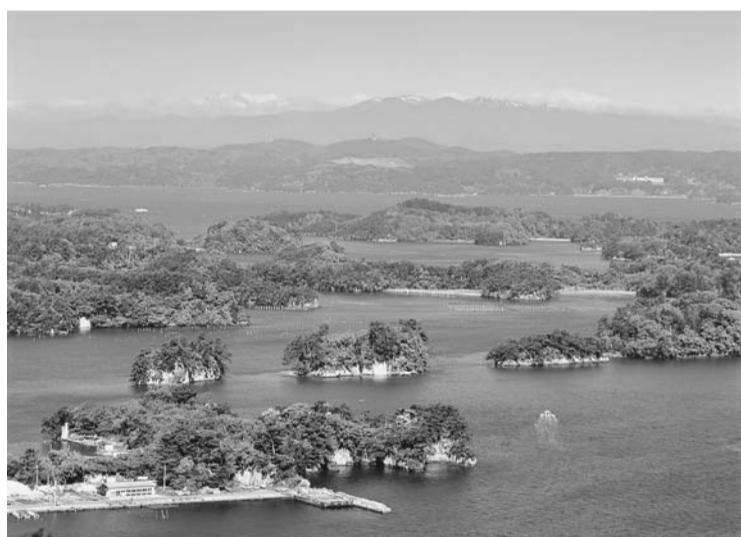
に点在する日本三景の一つ「松島」を巡ります。装飾に金や漆を多用した豪華絢爛な桃山様式を伝える「五大堂」・「瑞巖寺」を訪れたのち、松島の遊覧船に乗り松島を遊覧します。青い海に点在する島々は印象的でさまざまな角度からの景

このた

用意しております。

色をお楽しみいただけます。  
また松島では名物笛かまぼこを織り交ぜた昼食をお召し上がりいただきます。そして昼食後はお買物をしていだだき、宮城を後にします。

A map of the surrounding area highlighting several locations: 中尊寺 (Chūson-ji), 毛越寺 (Mōyaku-ji), 嶩美渓 (Nakayama River), 鳴子温泉 (Ninomiya Onsen), 五大堂 (Gohyakurō), 松島 (Matsushima), 塩釜 (Shiogama), and 秋保温泉 (Akibaru Onsen). The map is enclosed in an oval frame with the text "周辺MAP" at the bottom.



松島（写真提供：宮城県観光課）

日次	行 程	食 事
1日目	出発 <b>大和管内各地</b> —— 海老名IC又は横浜町田IC = <東名> = 港北PA = <首都高・東北> = 蓼田SA = 休憩 6:00~6:30発 7:00~7:15 8:25~8:40 休憩 昼食 昼食 見学 宿泊 = 那須高原SA = 郡山IC = 郡山市内 = 郡山IC = <東北> = 菅生PA = 古川IC = 日本こけし館 = 鳴子温泉 10:30~10:45 11:45~12:35 14:00~14:15 15:35~16:20 16:30頃 	朝食:- 昼食:○ 夕食:○
2日目	出発 <b>鳴子温泉</b> —— 古川IC = <東北> = 一関IC = 嵐美渓 = 見学 見学 昼食 8:30発 9:45~10:30 10:45~11:45 12:00~12:50 案内人と見学 <b>中尊寺</b> —— 一関IC = <東北> = 仙台宮城IC = 秋保温泉 = 見学 13:00~14:30 16:15頃 	朝食:○ 昼食:○ 夕食:○
3日目	出発 <b>秋保温泉</b> —— 山田IC = <仙台南部・東部・仙塩・仙台松島> = 松島海岸IC = 五大堂 = 見学 見学 8:30発 9:30~9:45 9:50~10:50 約50分の遊覧 ..... 松島港 ~~~ <松島遊覧> ~~~ 塩釜港 = 塩釜市内 = <仙台東部・南部・東北> = 国見SA = 休憩 11:00発 12:00発 12:30~13:30 14:35~14:50 休憩 休憩 休憩 到着 = 那須高原SA = 佐野SA = <首都高・東名> = 港北PA = 海老名IC又は横浜町田IC = <b>大和管内各地</b> 16:35~16:50 18:10~18:25 20:05~20:20 20:30~21:00着	朝食:○ 昼食:○ 夕食:弁当

※天候・道路状況その他の事由によりコース・時程を変更する場合がございます。

平成24年2月1日発行

長会議が、平成24年1月13日午後2時よりザ・ウイングス海老名において支部長以上約80名が出席し開催された。

会議は、曾根会長を議長とし、先般開催された理事会の決定事項について各委員会より報告が行われた。

まず、吉川総務委員長より通常総会の開催、地区及び支部の収支決算報告等について、次いで西海税制委員長より決算指導・確定申告書とりまとめの日程、新

座間支部 支部長  
一之瀬義康

## 支部だより

同郷のよしみに感謝

座間支部は、会員数が180名あつた時期があり、2つの支部に分割するよう勧められたこともありました。現在は120名前後を行なっています。会報等は、支部を16地区に分けて配付していますが、それが一番の問題を抱えておられます。地区によつては17名以上の会員さんを担当する幹事さんもおられ、大変なご苦労をおかけしておりますが、その幹事さんの田舎が信州（長野県）で、私の田舎と直線距離で1kmと離れておらず、とても話が合いで、同郷ということで我慢していただいているのが現状であります。

いもあります。

この「支部だより」の原

稿を書くのは2度目ですが、この内容で果たして良いのだろうかといささか心配で

ます、その幹事さんの田

舎が信州（長野県）で、私の田舎と直線距離で1kmと離れておらず、とても話が合いで、同郷ということで我慢していただいているのが現状であります。

たな会員サービス導入に向けたアンケートの実施等、次いで大矢組織委員長より確定申告期の奨奵活動体制等、次いで山田厚生委員長より会員大会の開催及び内容等、次いで「見広報委員長より「FMやまと」でのCM放送開始、確定申告期の広報活動等、石井新公益法人制度移行検討委員長より一般社団法人への移行について報告が行われた。

まず、吉川総務委員長より通常総会の開催、地区及び支部の収支決算報告等について、次いで西海税制委員長より決算指導・確定申告書とりまとめの日程、新

の支部でもご苦労はあ

ると思いますが、面積では座間支部が一番広いのではないかでしょうか。すれ違ひのできない道なども多く、草むらの中を走つてブロックの欠片に車をぶつけて修理した経験も過去にはあります。「支部長を引き受けないなければこんなことは……」と、副支部長にぼやいたこともあります。

また、役員さんを選ぶことも大変で、次期の役員改選が来るのが恐ろしいです。

また、幹事さん達の頑張りで支部長がもつているような現状のなか、支部長になつても一度も支部長会議に出席されない方もいらっしゃるようですが、「曾根会長はどう！」と訊いてみたい思

うあります。

たな会員サービス導入に向けたアンケートの実施等、次いで大矢組織委員長より確定申告期の奨奵活動体制等、次いで山田厚生委員長より会員大会の開催及び内容等、次いで「見広報委員長より「FMやまと」でのCM放送開始、確定申告期の広報活動等、石井新公益法人制度移行検討委員長より一般社団法人への移行について報告が行われた。



## 女性部コース

会計 山田 都

どうぞよろしく！

今期より会計を担当することになりました南林間の山田です。過去には多種団体の運営にも関わって来ましたが、会計を専任するのは初めての経験です。先輩の指導を仰ぎながら、女性部の金庫番として一生懸命務めさせて頂きますので、皆様どうぞよろしくお願ひします。

ます。

また、1月17日には、広報活動として、大和駅周辺で

広報宣伝用ポケットティッ

シュの配布を行いました。

配布が終わつた後は新年会を開催し、今年も青年部一

年も広報車で管内4市を巡回し、広報活動を行いました。

さらに確定申告期には、

同、一致団結して青年部活動を頑張つていこうと、大

いに盛り上がりました。

さるに確定申告期には、

今年も広報車で管内4市を

巡回し、広報活動を行います。

お早めにお願いいたしま

す。

また、幹事さん達の頑張りで支

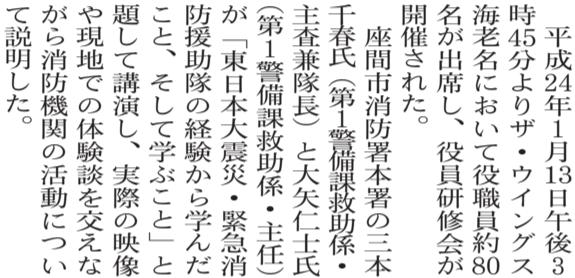
部長がもつているような現

状のなか、支部長になつても一度も支部長会議に出席されない方もいらっしゃる

ことがあります。

が、「東日本大震災・緊急消

防援助隊の経験から学んだこと、そして学ぶこと」と題して講演し、実際の映像や現地での体験談を交えながら消防機関の活動について説明した。



## 青年部コース

部長 藤内 正典

確定申告期を迎えて

また、先日、お正月を迎えましたと思ついたら、我々個人事業主にとって、一番大きな確定申告の時期となつてしましました。

定申告は、この新しい「ブルーリターンA」を使うことになりますので、ご準備の日程も決まりました。女性部は親会の事業に積極的に協力しています。皆様も是非これを機に女性部に入部して参加しませんか？

女性部では、間口を大きく開けて皆様の入部をお待ちしております。

また、1月17日には、広報活動として、大和駅周辺で広報宣伝用ポケットティッシュの配布を行いました。配布が終わつた後は新年会を開催し、今年も青年部一同、一致団結して青年部活動を頑張つていこうと、大

いに盛り上がりました。さるに確定申告期には、同、一致団結して青年部活動を頑張つていこうと、大

いに盛り上がりました。さるに確定申告期には、同、一致団結して青年部活動を頑張つていこうと、大



相続税等で具体的な書類や事実関係を確認する必要がある場合や税金の納付相談など、ご相談内容により電話での回答が困難な場合には、大和税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で（注）、相談をお受けしております。

なお、確定申告期間中における所得税、個人事業者の方の消費税、贈与税に関する確定申告については、事前予約は承っておりません。

（注）予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。  
（予約先）大和税務署 電話 046(262)9411（代表）  
自動音声案内にしたがって「2」を選択して下さい。

さて、女性部では年間行事もつがなく遂行し、1月19日にはオーラフロンティアホテル海老名に於いて、親会を始め、諸関係の方々にご臨席を賜り、盛大に新年の賀詞交歓会を催す

ました。今年度も余すところわずかとなり、確定申告書の受付も2月1日より始まります。皆さん帳簿の整理や確定申告の準備は進んでおります。

この「支部だより」の原稿を書くのは2度目ですが、この内容で果たして良いのだろうかといささか心配であります。

相続税等で具体的な書類や事実関係を確認する必要がある場合や税金の納付相談など、ご相談内容により電話での回答が困難な場合には、大和税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で（注）、相談をお受けしております。

なお、確定申告期間中における所得税、個人事業者の方の消費税、贈与税に関する確定申告については、事前予約は承っておりません。

（注）予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

（予約先）大和税務署 電話 046(262)9411（代表）

自動音声案内にしたがって「2」を選択して下さい。

公的年金等に係る確定申告について

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（注1）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

■この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

■所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。

（注1）複数から受給されている場合は、その合計額です。

## 生活習慣病健診のご案内

ご家族・従業員の皆様も受診OK！

〔従業員・パート等の健診料金は、福利厚生費として認められます。〕

年に2回の健康チェック

実施日と会場

●3/21(水)大和市生涯学習センター

●3/26(月)海老名市商工会館

★申込方法 2月中旬に往復ハガキにて、全会員様に直接ご案内いたしますので、3月7日(水)までにお申込みください。

## ●頸動脈超音波検査をオプションで実施します。

超音波画像により、頸動脈血管の状態や血液の流速度等を診断します。  
動脈硬化の状態がわかり、各疾患（脳卒中、脳梗塞、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等）の予防に役立ちます。各日25名で締め切ります。

会員特別料金 6,982円（税込）

## 総合コース（ドッグ健診）

会員特別料金 36,015円（税込）

病院などのドッグ健診と同様の検査のほか、「腫瘍マーカー検査」、「超音波（エコー検査）」、「B型・C型肝炎検査」、「喀痰（肺癌）検査」（喀痰検査は希望者のみ。容器代が380円別途かかります。）を行い、総合診断において有用な判定ができるものと期待されます。

## Aコース（基本コース）

会員特別料金 20,790円（税込）

総合コースから「腫瘍マーカー検査」、「超音波（エコー検査）」、「肝炎ウイルス検査」、「喀痰検査」を除いた検査項目を内容としています。

## Sコース（若年者コース）

会員特別料金 16,233円（税込）

34歳以下を対象とします。Aコースから「消化器系検査（胃部X線・便潜血）」を除いた検査項目を行います。35歳以上は自動的にAコースへ変更されます。

## オプション検査

※料金は、すべて税込みです。

- 前立腺腫瘍マーカー検査（PSA） 4,105円
- 女性健診（女性対象超音波検査） 3,843円
- C型肝炎検査（HCV） 3,528円

◎お問い合わせは

（財）全日本労働福祉協会

TEL (03)5767-1714（直通）へお願いいたします。

**(例) 所得税の更生の請求ができる期間**

23年12月～ (改正法施行日)

平成22年分 (法定申告期限: 平成23年3月15日【①】)

**更生の請求 (1年)**23. 3. 16  
(①の翌日)

24. 3. 15

平成23年分 (法定申告期限: 平成24年3月15日【②】)

**更生の請求 (5年)**24. 3. 16  
(②の翌日)

29. 3. 15

(注) 上記は、確定申告が必要な方が提出する納税申告書に係る更生の請求等の適用関係であり、還付等を受けるための申告書の場合には、法定申告期限が当該申告書を提出した日であるため、提出した年月日により上記の期間は異なります。

**●●● 確定申告に当たっての注意点 ●●●****電子申告 (e-Tax) での申告について**

ご自宅または事務局で本人送信し、最高4千円の控除（注1）を適用する場合、住民基本台帳カードが必要になります。

（注1：平成19年分から23年分で1回限りの適用となります。）

※詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

※e-Tax申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります（従来の3年間から5年間に延長されました。）。

**住民基本台帳カード（電子証明書つき）の取得等について**

○市役所等の窓口において①住民基本台帳カードの交付申請（手数料500円）と②電子証明書の発行申請（手数料500円）を行います。

○電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限を過ぎた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続が必要になります（手数料500円）。詳しくは、電子証明書を取得した市役所等へお問い合わせください。

○更新手続を行った電子証明書は再度e-Taxに登録が必要になります。

**申請に必要な書類**

【市によって対応が様々であるため、詳しくは各市の市民課等にお尋ねください。】

**◆身分証明書**

※運転免許証、パスポート、健康保険証、本人確認ができる官公庁発行の写真つき本人確認書類等

**◆写真（パスポートサイズ4.5×3.5）**

※写真つきのカードを希望されなければ必要ありません。

**◆印鑑 ◆現金（手数料）****取得前に決めていただきたいもの**

（更新手続には暗証番号とパスワードが必要です。）

1 暗証番号（住民基本台帳カード用、4桁の数字）

--	--	--	--

2 パスワード（電子証明書用、4桁以上16桁以下の英数字）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



**Q** 申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いた時に、訂正を求めることができる「更正の請求」という手続が改正されたそうですが、その内容を教えてください。

**A** 改正内容①：更正の請求ができる期間が5年（改正前：1年）に延長されました。

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

なお、これまでと同様に、「更正の請求書」が提出されると、税務署では調査によりその内容を検討して、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、税金を戻すことになります。

（注1）税務署が減額の更正等を行う場合には、更正の請求をした方にその内容を通知します。

（注2）修正申告書又は期限後申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできませんが、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求を行うことができます。

（注3）この更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など改正前に3年とされていたものが5年に延長されました。なお、偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり7年となります。

（注4）平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うことになります。（申出のとおりに更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。）

**改正内容②：更正の請求の範囲が拡大されました。****((1) 当初申告要件の廃止)**

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能となっていた措置（当初申告要件がある措置）のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました。

**【所得税関係】**

- ・給与所得者の特定支出の控除の特例
- ・保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例
- ・純損失の繰越控除 ・雑損失の繰越控除
- ・変動所得及び臨時所得の平均課税 ・外国税額控除
- ・資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入

※平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。

**((2) 控除額の制限の見直し)**

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

**【所得税関係】**

- ・外国税額控除 ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例
- ・エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- ・中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- ・沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- ・雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- ・所得税の額から控除される特別控除額の特例
- ・青色申告特別控除（65万円）
- ・電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除

※平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。

**改正内容③****・「事実を証明する書類」の添付義務の明確化**

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

※平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

**・偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則の創設**

偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

※平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

